

和歌山市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、和歌山市長から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和3年1月29日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同 上	柳	野	純	夫
同 上	芝	本	和	己
同 上	中	塚		隆

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和3年1月29日

和歌山市監査委員

和総第131号
令和2年12月23日
(2020年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾 花 正 啓

令和元年度定期監査の結果に基づく措置内容について (通知)

令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置内容について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和元年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（支所連絡所使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限を別に指定する場合においては、当該納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、1月を超える納期限が指定され又は納期限が指定されず、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、納入通知書において同規則に則した納期限を明記されたい。	使用許可の決裁時において、相手方、期間、使用料などの必要事項に納期限の項目を加えることで、再発防止に取り組んでいます。	市民環境局 市民部 自治振興課
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地使用料）の徴収事務において、和歌山市公有財産規則第25条の2では、納付すべき期限までの期間は、使用許可をする日から1月を超えてはならないと規定されているが、許可の際に調定が行われておらず、収納までに期間を要しているものが見受けられたので、許可をする際に調定を行うとともに遅滞なく納入通知を行い、定められた期間内に収納するよう注意されたい。	指摘後、目的外使用許可に係る使用料については、許可の際に調定を行い、和歌山市公有財産規則第25条の2に定められた期間内に収納することを徹底しています。また、担当者が替わっても同じ誤りが発生しないよう事務処理マニュアルにおいて注意事項として記載して引継ぐことで周知徹底し、再発防止に取り組んでいます。	市民環境局 環境部 収集センター (北事務所)
	行政財産の目的外使用許可に係る使用料（企業財産使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の過徴収が見受けられたので、差額分を返金するとともに、今後このようなことがないよう同条例を遵守されたい。	指摘後、当該納入者に対して過誤納分を返金しました。 同じ誤りが発生しないように決裁への条文の添付や担当者だけでなく、複数人でチェックすることで行政財産の使用許可に関する使用料条例の遵守を徹底し、再発防止に取り組んでいます。	企業局 下水道部 下水道管理課

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和元年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
現金の収納事務における誤り	<p>証明閲覧手数料等の払込事務において、和歌山市財務規則第89条第3項では、出納員が直接収納した収納金は、即日又は翌日納付書により指定機関等に払い込まなければならないと規定されているが、払い込むまでに期間を要しているものが見受けられたので、同規則を遵守されたい。</p>	<p>指摘以降、翌日に納付しています。繁忙時においても指定機関等へ払い込みに行くことができるよう体制を整え、和歌山市財務規則の遵守に努めています。</p>	<p>市民環境局 市民部 市民課 (北サービスセンター)</p>
決裁責任者の決裁を受けずに施行	<p>行政財産（都市公園運動広場）の使用許可及び使用料免除に関する事務において、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者の決裁を受けずに施行しているものが見受けられたので、同規則を遵守し適正な決裁処理を行われたい。</p>	<p>指摘以降、決裁責任者の決裁を受けた上で施行しています。使用許可等の施行は、和歌山市事務決裁規則を遵守し、適正に行うよう課内全職員で意識を高め徹底しています。</p>	<p>都市建設局 都市計画部 公園緑地課</p>
重要物品の保管状況の報告誤り	<p>和歌山市物品管理規則第18条に規定されている重要物品保管報告において、重要物品である風向風速計の保管台数を誤って報告していたため、早急に訂正の報告をするとともに、今後このようなことがないよう保管状況を報告する際は、重要物品と重要物品補助簿、備品受払簿等の諸帳簿を照合するなどして、誤りが発生しないよう適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指摘後、速やかに出納室に誤りを伝えた上で、令和2年度の重要物品保管報告書において訂正しました。重要物品保管報告書を作成する際には、価格の確認を慎重に行うとともに、重要物品と重要物品補助簿、備品受払簿等の諸帳簿との突合を慎重に行い、再発防止に取り組みます。</p>	<p>市民環境局 環境部 環境政策課</p>

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和元年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
<p>委託契約の前金払に関する事務の誤り</p>	<p>(仮称)岡崎団地新1号棟建設工事監理業務委託契約において、和歌山市財務規則第60条第1項に定める前金払の割合は3割であるが、過去2年度間にわたり当該年度ごとの出来高に応じて4割の前金払していた。</p> <p>また、同条第4項では、前払金の額に10,000円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものと規定されているが、1,000円未満を切り捨てていた。</p> <p>当該契約における事業はすでに完了し債務は履行されているものの、今後公共工事その他の契約を締結する際には、法令等を遵守し、契約ごとに内容を厳格に精査するなど、契約事務の適正化に努められたい。</p>	<p>業務委託契約において、法令等を遵守し、契約ごとに内容を厳格に精査し、複数の職員で確認を行い契約事務を適正に行うよう取り組んでいます。また、定期的に和歌山市財務規則や法令等の勉強会を開き、再発防止に努めています。</p>	<p>都市建設局 建築住宅部 住宅第1課</p>

和歌山市公報

令和三年一月二十九日

号外第二号

別冊